

イートイン／テイクアウトを税込同一価格で販売している場合

○ 税込同一価格を採用している場合でも、イートイン（店内飲食）とテイクアウト（持ち帰り）とは適用税率が異なりますので、販売事業者の方は、販売時点で顧客に対して「意思確認」を行うなどして、判定した適用税率に基づき、区分経理及び申告を行っていただく必要があります。

